

公立静第 305 号
令和 7 年 10 月 14 日

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について（通知）

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正に伴い、被扶養者の収入基準額について下記のとおり取扱い等を変更しますので、御承知おきいただくとともに、貴所属所組合員へ周知願います。

記

1 制度改正の背景

現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、令和 7 年度税制改正大綱において 19 歳以上 23 歳未満の子等の年間給与が 150 万円に達するまで扶養控除が受けられるようになったことに伴い、健康保険制度上の被扶養者認定の取扱いが変更された。（当共済組合の被扶養者認定の取扱いが変更になったものではない。）

なお、この取扱いは時限措置ではなく、恒久的措置である。

2 施行日

令和 7 年 10 月 1 日

3 年齢基準日

所得税法上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定する。

なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算する。（誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日に年齢が加算される。）

4 収入基準額

(1) 年額・月額

・ 18 歳の誕生日を迎える年

(N－1 年) の収入要件

➡ 年額 130 万円未満 / 月額 108,334 円未満

- ・ 19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年
(N 年から N + 3 年まで) の収入要件

➡ 年額 150 万円未満 / 月額 125,000 円未満

- ・ 23 歳の誕生日を迎える年から 60 歳に達するまでの間
(N + 4 年) の収入要件

➡ 年額 130 万円未満 / 月額 108,334 円未満



- ・ 60 歳到達～の収入要件

➡ 年額 180 万円未満 / 月額 150,000 円未満

(2) 令和 7 年（施行年）の収入の考え方

- ・ 令和 7 年 9 月まで

➡ 年額 130 万円未満 / 月額 108,334 円未満

- ・ 令和 7 年 10 月から

➡ 年額 150 万円未満 / 月額 125,000 円未満

5 制度が適用されない者

配偶者

6 施行日以降の取扱い

後述において 19 歳以上 23 歳未満である認定対象者を「認定対象者」という。

(1) 認定対象者が組合員と同一世帯に属している場合

ア 認定対象者の年間収入が 150 万円未満であって、且つ、組合員の年間収入の二分の一未満である場合は、原則、被扶養者に該当するものとする。

組合員の年間収入を確認する書類	
組合員の直近の所得証明書	所得証明書のみでは二分の一未満とならない場合で、組合員に所得証明書に記載されない収入（例えば障害や遺族などの非課税の年金）がある場合は、所得証明書に加えてその収入が確認できる書類の写し

イ アの条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が 150 万円未満であって、且つ、組合員の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計状況を総合的に勘案して、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとする。

組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていることを確認する書類
世帯生計維持に関する申立書（組合員・被扶養者関係様式第 25 号）

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が 150 万円未満であって、且つ、組合員からの援助に

よる収入額より少ない場合には、原則、被扶養者に該当するものとする。

組合員が援助する額を確認する書類

被扶養者の認定を受ける者への送金予定表（組合員・被扶養者関係様式第 26 号）

※被扶養者の認定を受ける者が学校教育法に規程する学生の場合は提出不要とする。
--

- (3) 前記 (1) 及び (2) により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、且つ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行う。

7 提出書類

当該制度の適用対象年齢の者が被扶養者の認定を受ける際の提出書類は、別添「提出書類一覧表Ⅱ」を参照する。

なお、配偶者及び当該制度の適用対象年齢以外の者が被扶養者の認定を受ける際の提出書類は、別添「提出書類一覧表Ⅰ」のとおりとなるため留意すること。

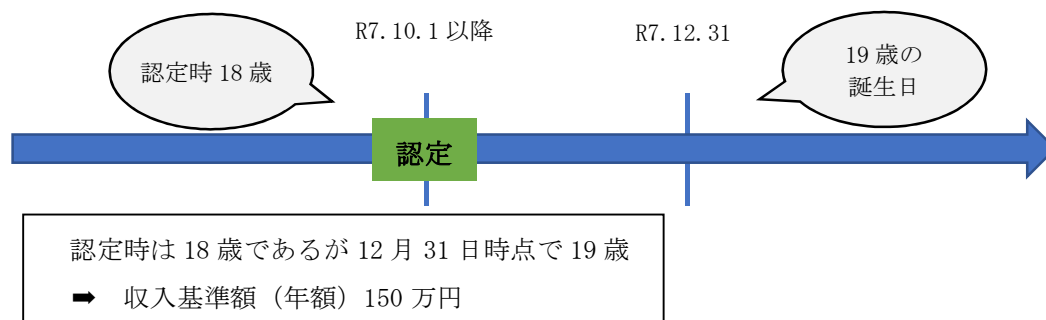
8 その他

- ・年間収入が 130 万円以上の 19 歳以上 23 歳未満の子等で、今回の変更により収入が年額 150 万円未満（月額 125,000 円未満）であることが確認できた場合、令和 7 年 10 月 1 日から被扶養者に認定できる。ただし、事実の生じた日（令和 7 年 10 月 1 日）から 30 日以内に所属所で受付されない場合は、その届出を所属所で受付された日から認定されるので注意すること。
- ・150 万円を一時的に超えた場合であっても、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明により認定継続できる。
- ・収入には、給与収入のほか不動産収入等も含まれる。

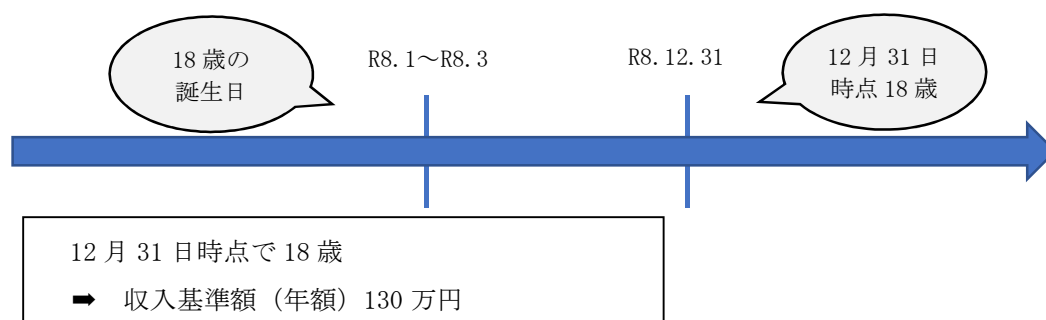
担 当 共 済 業 務 班 給 付 担 当
電話番号 054-221-3135

【認定・取消における収入の考え方】

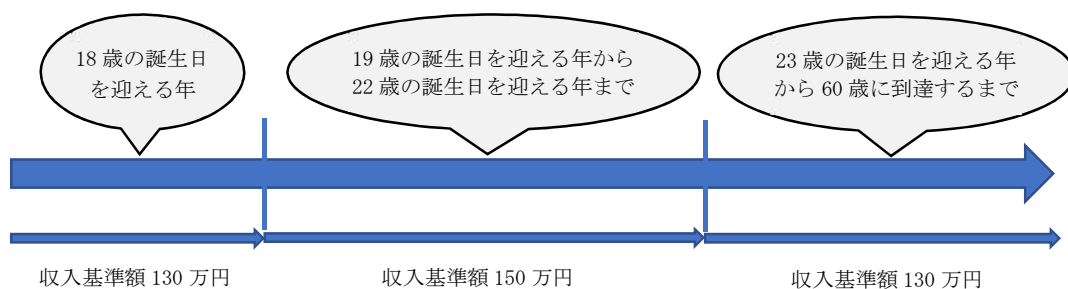
(例 1) 令和 7 年 12 月 31 日に 19 歳の誕生日を迎える者を新たに認定する場合、認定日時時点で 18 歳であっても収入基準額（年額）は 150 万円となる。



(例 2) 令和 8 年 1 月から 3 月に 18 歳の誕生日を迎える早生まれの者については、4 月から翌年 3 月は 19 歳の年度に該当するが、令和 8 年 12 月 31 日時点では 18 歳のため収入基準額（年額）は 130 万円となる。

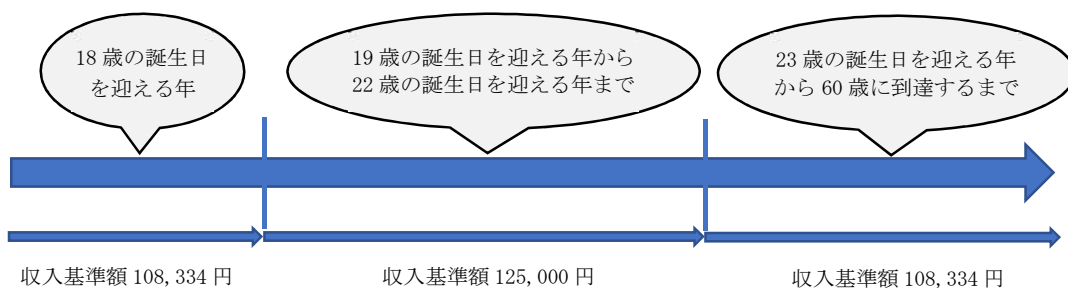


(例 3) 被扶養者の収入基準額（年額）は表のとおりとなる。



12 月 31 日時点 18 歳の年 ➡ 収入基準額（年額）130 万円
12 月 31 日時点 19 歳～22 歳の年 ➡ 収入基準額（年額）150 万円
12 月 31 日時点 23 歳の年～60 歳到達 ➡ 収入基準額（年額）130 万円
※ 60 歳到達～ ➡ 収入基準額（年額）180 万円

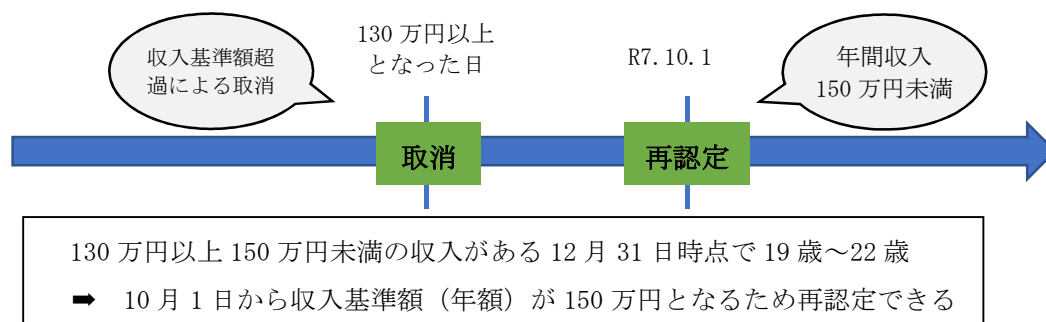
(例 4) 被扶養者の収入基準額（月額）は表のとおりとなる。



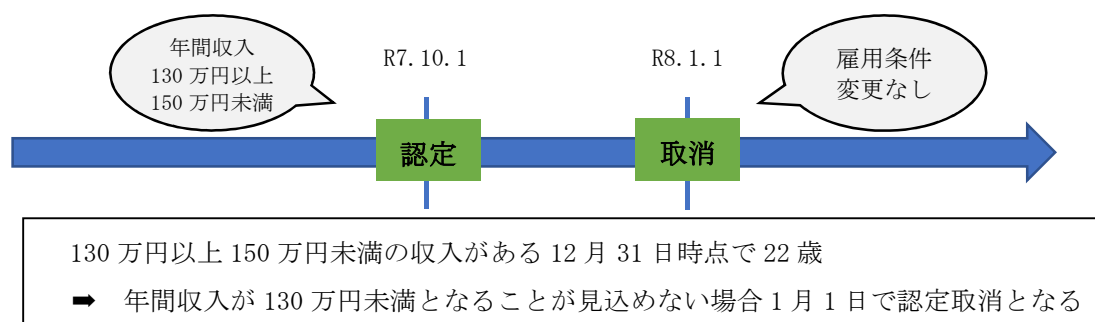
12 月 31 日時点 18 歳の年 ➡ 収入基準額（月額）108,334 円
12 月 31 日時点 19 歳～22 歳の年 ➡ 収入基準額（月額）125,000 円
12 月 31 日時点 23 歳の年～60 歳到達 ➡ 収入基準額（月額）108,334 円
※ 60 歳到達～ ➡ 収入基準額（月額）150,000 円

【認定・取消のパターン】

(例 1) 年間収入が 130 万円以上となり認定取消となった者で、年間収入が 150 万円未満である者は、本制度改正により施行日（令和 7 年 10 月 1 日）から再認定できる。



(例 2) 年間収入 130 万円以上 150 万円未満で認定されている 22 歳の者は、23 歳となる年の初日（1 月 1 日）において、年間収入が 130 万円未満となることが見込めない場合、1 月 1 日で認定取消となる。



世帯生計維持に関する申立書

公立学校共済組合静岡支部長 様

私の である について、被扶養者の認定を受けるにあたり、年間収入は150万円未満であり、且つ、私の年間収入を上廻らないことを申し立てます。

また、世帯の状況を総合的に勘案し、私が世帯生計維持の中心的役割を担っていることを申し立てます。

令和 年 月 日

組合員氏名

被扶養者の認定を受ける者への送金予定表

被扶養者の認定を受ける19歳以上23歳未満の者が組員と別居の場合に、認定を受ける者への送金見込みについて申告していただく書類です。※認定を受ける者が学生の場合は不要
認定を受ける者の年間収入が150万円未満であっても組員からの送金見込額より多い場合は認定できません。

認定を受ける者の氏名	続柄

1 上記の者への送金見込額・・・認定を受ける月から1年間について記入する。

送金日	送金額	送金日	送金額
令和 年 月	円	令和 年 月	円
令和 年 月	円	令和 年 月	円
令和 年 月	円	令和 年 月	円
令和 年 月	円	令和 年 月	円
令和 年 月	円	令和 年 月	円
令和 年 月	円	令和 年 月	円
計			円

2 送金の経路

➡

※ 年に一度実施する被扶養者の資格確認で、年間の送金額(実績)が認定を受ける者の年間収入より少ない場合は、認定日に遡って取り消しとなりますので御留意ください。
※ 現金手渡しは認められません。送金は記録に残る方法で行ってください。

3 組員以外からの送金・・・被扶養者が子以外の場合のみ記入する。

無

有

➡

続柄()	年間送金額 (円)
続柄()	年間送金額 (円)

上記のとおり申し立てます。

令和 年 月 日

組員番号 _____

組員氏名 _____

提出書類一覧表Ⅰ（被扶養者の認定に関する提出書類）

*認定を受ける者がその年の12月31現在で19歳以上23歳未満の場合は「提出書類一覧表Ⅱ」を参照

提出書類		① 被扶養者認定申告書	② 組合員等個人番号報告書	③ 被扶養者申請理由書	④ 扶養協議書	⑤ 市区町 （課税長 ）の証明書の写し	⑥ 所得の内容を証明する 書類の写し	⑦ 在学証明書の写し	⑧ 戸籍 又は改製原戸籍の写し（全部事項証明書）	⑨ 住民票謄本の写し	⑩ 申立書	⑪ 送金（別居の場合のみ）の証明できる書類の写し	⑫ 年金改定通知書 （又は年金証書）の写し	⑬ 国民年金第3号被保険者関係届	⑭ 確認できる書類の写し （理由が）	⑮ その他
区分及び 認定基準所得額 （*所得…所得控除前の収入額）																
		扶養手当該当者									注8			注6	注7	
		130万円未満		○	○	○	○	○	○	※	※			○	注9	
		180万円未満		○	○	○	○	○	○	※	※	○	▲		○	
		130万円未満		○	○	○	○	○	○	※	※	○	○	○	○	
扶養手当非該当者		上記以外の者		○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	左のほかに必要と認める書類

※…配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の、三親等内の親族の認定の場合に併せて提出を要する書類
▲…年金受給者の場合は提出する。

- 注1 認定しようとする者が「配偶者・子」である場合には不要。

注2・3 認定を受けようとする者に配偶者がいる場合は、配偶者分も提出する。

注3 勤労所得者…事業主の給与支払証明書及び雇用契約書（雇用期間及び給与の推計ができる算定基準等の記載のあるもの）
事業・農業・不動産等の所有者…確定申告書及びそれに添付する損益計算書
退職を機に認定を受けようとする者…退職を証する書類

注4 認定を受けようとする者と組合員及び組合員以外の扶養義務者が確認できるものとする。
外国人で戸籍がない場合、身分関係は住民票の続柄で確認する。住民票で確認できない場合は、本国の大使館又は領事館で発行される続柄を証する書類で確認する。

注5・8 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の、三親等内の親族又は重度心身障害者の認定の場合は、組合員と同居していることが条件となるため、送金の事実があっても認定できない。
同居を確認する書類として、③・⑨の書類も提出すること。

注6 20歳以上60歳未満の配偶者の場合に提出する。

注7 組合員の採用・転入に伴う認定の場合には不要。

注9 下記1、2に該当する場合は提出する。
1 次により取消となった後、再度認定をしようとする場合
・月収が3か月連続で認定基準月額以上となった。
・月収が3か月連続で認定基準月額以上とならなかったが、年収が認定基準年収以上となった。
2 雇用保険受給終了により認定する場合…雇用保険受給資格者証の表面・裏面の写し
- 詳しくはHP「被扶養者の認定を受けるとき」を参照してください。

